

社会福祉法人 陽明会

役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人陽明会（以下「当法人」という。）定款第8条及び21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 研修会参加等、状況に応じた費用は弁償することができる。

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日より施行する。